

居宅介護支援重要事項説明書

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電 話 03-6284-0413 (午前8時30分～午後5時30分まで)

グッドワン 管理者 佐藤 順子

※ご不明な点は、何でもお尋ねください。

2. 当事業所居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業所番号	第1370805945号
事業所名	グッドワン
所 在 地	東京都江東区住吉1-14-10
サービスを提供する地域	江東区・墨田区・中央区

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

※サービス提供地域外において公共交通機関を利用せざるを得ない場合は交通費を請求させていただきます。

(2) 同事業所の職員体制<令和7年12月1日現在>

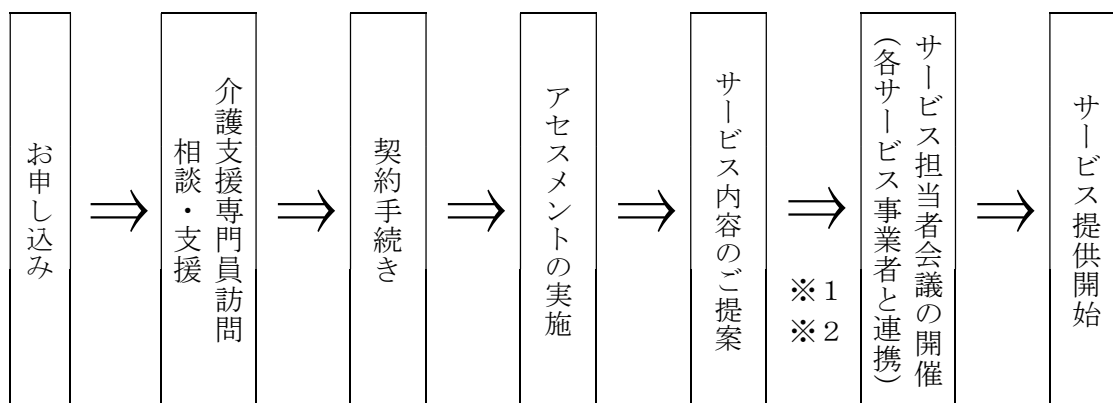
	常勤	非常勤	合計
管理者	1名	—	1名
介護支援専門員	1名	6名	7名

(3) 営業時間

平日(月～土曜日) 午前8時30分～午後5時30分

日曜日および12月30日～1月3日は休業

3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容



※1 複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることができます。

※2 居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。

4. 利用状況

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用状況は別紙のとおりです。

5. 利用料金

(1) 利用料

事業所が提供する居宅介護支援に対する料金規定は【契約書別紙】のとおりです。

(2) 解約料

利用者はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

6. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

重要事項の説明をご理解頂き契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

① 利用者のご都合でサービスを終了する場合

お申し出下さればいつでも解約できます。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事由により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書等で通知するとともに、居宅介護支援事業者をご紹介します。

③ 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、要支援・非該当（自立）と認定された場合
- ・利用者が被保険者資格を喪失した場合

④ 契約の解除

事業所は、利用者またはその家族が事業所や介護支援専門員に対して、この契約を継続し難いほどの身体的苦痛、精神的苦痛を与え、又は重大な背信行為を行った場合、文書等で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

なお、身体的苦痛、精神的苦痛には、下記のようなハラスメントに該当する行為等が含まれます。

ア. 暴力または乱暴な言動、無理な要求

- ・刃物に向ける、服を引きちぎる、手を払いのける
- ・怒鳴る、奇声・大声を発する
- ・対象範囲外のサービスの要求 等

イ. セクシュアルハラスメント

- ・居宅介護支援専門員の体を触る、手を握る
- ・腕を引っ張り抱きしめる
- ・ヌード写真（画像）を見せる
- ・性的な話や卑猥な言動をする 等

ウ. その他

- ・居宅介護支援専門員の自宅の住所や電話番号を聞く
- ・ストーカー行為 等

7. 第三者評価の実施状況

なし

8. 当事業所の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営の方針

介護保険立法の精神に基づき、利用者の人格と自主性を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めることを事業の基本方針としています。

「長年暮らし続けた地域で安心できる老後を」という願いを全面的に援助させていただきます。

(2) サービスの利用のために

事項	有無	備考
介護支援専門員の変更	有	変更を希望される方はお申し出ください。
調査(課題把握)の方法(アセスメントツール)	有	新宿区版アセスメントシートの活用
介護支援専門員への研修の実施	有	年1回以上研修を実施しています。
契約後、居宅サービス計画の作成 段階途中で利用者のご都合により 解約した場合の解約料	無	前記5の(2)参照

(3) テレビ電話装置等を活用したモニタリングの実施

テレビ電話装置等を活用したモニタリングの実施方法及びメリット・デメリットは以下のとおりです。

同意欄	説明
☐	利用者の状態が安定していることを前提として実施します。
☐	実施にあたっては、主治医及びサービス事業者等の合意を得ます。
☐	2月に1回は利用者の居宅を訪問して面接を行います。
☐	移動が不要であるため、ケアマネジャーとの日程調整が容易になります。
☐	訪問者を自宅に迎え入れないため、利用者の心理的負担が軽減されます。
☐	感染症が流行している状況でも、非接触での面接が可能になります。
☐	利用者の健康状態や住環境等については、画面越しでは確認が難しいことから、サービス事業所の担当者から情報提供を受けます。

9. サービス内容に関する相談・苦情

(1) 当事業所相談・苦情窓口 高橋 倫子 080-4713-2713

(2) 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための体制・手順

・苦情が発生した場合は、原則として苦情対応者が対応します。

・苦情の手順

- ① 具体的な苦情の苦情内容の把握
- ② 事実の確認、問題点の整理、関係機関への連絡
- ③ 原因究明、対応策・改善策の検討
- ④ 対応策・改善策の説明、実践
- ⑤ 結果の確認、関係機関への報告
- ⑥ 改善点を明記、再発防止

(3) 当事業所以外に、利用者が居住する区の介護保険課窓口にご相談ください。

江東区介護保険課在宅支援係 介護サービス利用相談	03-3647-9099 (受付時間：9：00～17：00 お休み：土、日、祝)
墨田区介護保険課給付・事業者 指導担当	03-5608-6544 (受付時間：8：30～17：15 お休み：土、日、祝)
中央区介護保険課地域支援係	03-3546-5379 (受付時間：8：30～17：15 お休み：土、日、祝)
東京都国民健康保険団体連合会	03-6238-0177 (受付時間：8：30～17：15 お休み：土、日、祝)

10. 秘密の保持

介護支援専門員その他の従業者は、業務上知り得た利用者および家族の秘密の保持をする。
また、当該事業所の介護支援専門員その他の従業者が、従業者でなくなった後においても、業務上知り得た利用者、家族の秘密を漏らしません。

11. 事故発生時の対応

指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、区市町村、利用者の家族等に連絡し、必要な措置を講じるとともに、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

12. 虐待防止のための措置

高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう虐待防止に関する下記の措置を講じます。

- (1) 虐待防止委員会の開催
- (2) 高齢者虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待防止研修の実施
- (4) 専任担当者の配置

虐待防止に関する担当者	佐藤 順子
-------------	-------

13. 業務継続に向けた取り組み

感染症や自然災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該計画に沿った研修及び訓練を実施します。

14. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

感染症の発生及びまん延を防止できるよう、下記の措置を講じます。

- (1) 感染対策委員会の開催
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の実施
- (4) 専任担当者の配置

感染症防止に関する担当者	佐藤 順子
--------------	-------

15. 身体的拘束等の原則禁止

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

16. 当事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	グッドワン株式会社
主たる事務所の所在地	〒135-0002 東京都江東区住吉一丁目14番10号
代表者（職名・氏名）	代表取締役 高橋 倫子
設立年月日	平成28年12月1日
電話番号	03-6284-0411

定款の主な事業目的	○介護保険法に基づく居宅介護支援事業 ○介護保険法に基づく居宅サービス事業 ○介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業 ○障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業 ○障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業
事業所	○指定居宅介護支援事業所（本社） ○指定訪問介護事業所（本社・東部営業所・南部営業所） ○介護予防・日常生活支援総合事業所 （本社・東部営業所・南部営業所） ○指定障害福祉サービス事業所 （本社・東部営業所・南部営業所） ○障害者移動支援事業所（本社・東部営業所・南部営業所）

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 グッドワン株式会社
東京都江東区住吉一丁目１４番１０号
代表取締役 高橋 倫子 印

事業所 グッドワン
住所 東京都江東区住吉一丁目１４番１０号

管理者 佐藤 順子

説明者 氏名 印

私は、本書面により、事業所から居宅介護支援についての重要事項の説明を受け、同意しました。

利用者 住 所
氏 名 印

（代理人） 住 所
氏 名 印
続 柄

【重要事項説明書別紙】

変更日 令和 8 年 4 月 1 日

- ① 前 6 か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護
福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護	64%
通所介護	38%
地域密着型通所介護	12%
福祉用具貸与	78%

- ② 前 6 か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護
福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	グッドワン 51%	ケアリッツ 24%	ケア 2 1 9%
通所介護	あそか会 26%	すこやかホーム 12%	らいおんハートリハビリデイ サービス東陽町 11%
地域密着型 通所介護	ライフフレッシュケア 27%	B P リハビリスタジオ 27%	デイサービス花咲く 家 16%
福祉用具貸与	らいふパートナー 東京 30%	ヤマシタ江東営業所 12%	フロンティア 江東 営業所 11%

上記内容の説明を受け、了承しました。

令和 年 月 日 〈利用者氏名〉 印

 〈代理人氏名〉 印

 〈 続 柄 〉